稲毛区シンボルマークの使用に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市民、法人その他団体等（以下「市民等」という。）が、区のシンボルマークを使用する場合の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「マーク」とは、平成１３年告示第１８４号により制定された区のシンボルマークをいう。

（マークの形態等）

第３条　マークの形態・再現方法等は、別に定めるデザインガイドに定めるところによるものとする。

（市民等の使用の承認）

第４条　区長は、次の各号の一に該当する場合にマークの使用を承認することができる。

（１）市民等が行う行事について、本市が共催、後援又は協賛することができる。

（２）市民等が行う行事について、市の施策の推進上有益であると認める場合。

２　区長は、使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

３　マークの使用は、原則として無償とする。

（使用の不承認）

第５条　前条第１項の規定にかかわらず、区長は、市民等が次の各号の一に該当するときは、マークの使用を承認しない。

（１）営利活動又は特定の政治活動等を助長するおそれがあると認められるとき。

（２）自己の信用を高めるために使用すると認められるとき。

（３）自己のシンボルマーク、商標または意匠として使用すると認められるとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、区長がマークの使用を不適当と認めるとき。

（使用承認の申請）

第６条　マークを使用する者（以下「申請者」という。）は、別添申請書（様式第１号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　区長は、前項の申請を承認したときは、別添通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（使用承認の取り消し）

第７条　区長は、前条の規定によりマークの使用承認を受けた者が、第５条各号の一に該当すると認めるときは、既にした承認を取り消すことができる。

（補足）

第８条　この要綱に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成１３年１０月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２４年７月２日から施行する。

（様式第１号）

平成　　年　　月　　日

稲　毛　区　長　　様

申請者　　住　　　　所

氏名又は名称

稲毛区シンボルマークの使用について（申請）

このことについて、下記のとおり申請します。

記

１　使用目的

２　使用内容

３　使用期間

４　特記事項

５　連絡先

（様式第２号）

千稲地第　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

稲　毛　区　長

稲毛区シンボルマークの使用について（回答）

このことについて、下記のとおり承認します。

記

１　使用についての条件

（１）申請内容を遵守すること。

（２）区のシンボルマークの形態・再現方法等は、別紙「千葉市稲毛区シンボルマークデザインガイド」に定めるところにより使用すること。

稲毛区地域振興課

043(284)6111